

○現在策定されている人・農地プランの修正

地区	集落名等	○経営体数				○地域における中心経営体の確保状況	○将来の農地利用の在り方	○農地中間管理機構の活用方針
		法人	個人	集落営農 (任意組織)	備考			
清里区	菅原・岡嶺新田	3 経営体	3 経営体	—		中心経営体は十分確保されている	担い手に集積・集約化する	地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
							担い手の分散錯圃を解消する	農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける
								担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

○現在策定されている人・農地プランの修正

地区	集落名等	地域農業の将来の在り方		
		取組事項	対応	コメント
清里区	菅原・岡嶺 新田	生産品目の明確化		・中心となる担い手と集落で協力しながら農地の維持管理を図る。
		複 合 化	○	
		6 次 産 業 化		
		高 付 加 価 値 化	○	
		新 規 就 農 の 促 進	○	
		そ の 他 []		